

別紙

諮問第1583号

答 申

1 審査会の結論

本件非開示決定1及び2は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）に基づき、審査請求人が行った「〇〇が建築確認を行った、建築場所〇〇区〇〇〇-〇-〇他の建築物の日影図及び総合設計制度の許可の内容」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和3年9月29日付けで行った非開示決定について、その取消しを求めるといものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、「日影図」に該当する文書については、「〇都市建指第〇号『建築基準法第12条5項の規定に基づく報告（受理）』（以下「本件請求文書1」という。）を特定し、当該文書は保存期間の満了により既に廃棄しており存在しないとして本件非開示決定1を行った。また、「総合設計制度の許可の内容」に該当する文書（以下「本件請求文書2」という。）は、実施機関では作成及び取得しておらず存在しないとして本件非開示決定2を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和3年11月26日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和3年12月28日に実施機関から理由説明書を、令和4年2月18日に審査請求人から意見書を收受し、令和5年2月27日（第235回第一部会）から同年4月26日（第236回第一部会）まで、2回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 建築確認等の制度について

(ア) 建築確認

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）6条及び6条の2は、建築主が特定の建築物を建築しようとする場合には、当該建築物の工事に着手する前に、その建築計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、建築主事又は法77条の18から21により指定を受けた指定確認検査機関による確認（以下「建築確認」という。）を受けなければならない旨規定している。

本件開示請求に記載の「日影図」とは、建築物の日影の様子を読み取ることができる図書で、建築確認の審査において日影規制を確認する際に必要なものであり、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）1条の3に基づき提出される図書の一部である。

また、法12条5項では、特定行政庁が、建築物の所有者や指定確認検査機関等に対して、建築物に関する工事の計画又は施工の状況等に関する報告を求めることができる旨規定している。

(イ) 総合設計制度の許可

総合設計制度は、法59条の2の規定に基づき、一定規模以上の敷地面積及び一定割合以上の空地を有する建築計画について、その計画が、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、その建蔽率、容積率及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認められる場合に、各特定行政庁の許可により、容積率及び高さ制限を超えることができる制度である。この許可を受けようとする者は、許可申請書等を、特定行政庁に提出しなければならない。

イ 本件非開示決定1の妥当性について

本件請求文書1は、本件開示請求に係る建築物（以下「当該建築物」という。）

の建築確認に当たり、建築主から指定確認検査機関である〇〇に提出された図書について、東京都が、法 12 条 5 項の規定に基づく報告を平成 25 年度に当該指定確認検査機関から受け、入手した文書である。実施機関は、本件請求文書 1 は、平成 25 年度の文書管理基準表の保存期間 1 年に分類される「各種協力依頼に係る連絡・調整」に該当する文書であり、保存期間の満了により既に廃棄しており存在しないとして本件非開示決定 1 を行った。

審査会が実施機関に対し、当時の文書管理基準表を改めて確認するよう求めたところ、本件請求文書 1 は「建築確認関係届」の「建築基準法第 12 条第 5 項報告書」として保存期間 5 年に分類されるべき文書であり、指定した分類は誤りであったとの説明があった。審査会が見分したところ、本件請求文書 1 の保存期間の満了は、正しい分類によれば平成 30 年度末であることを確認した。

審査会が検討するに、分類の誤りから平成 27 年度に廃棄されており、このことは適切ではないが、正しい分類においても平成 30 年度末に保存期間が満了するものであることから、開示請求日である令和 3 年 9 月 15 日時点においては廃棄済みで存在しないとの実施機関の説明は結果としては首肯できるものであり、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらないことから、実施機関が本件請求文書 1 について、不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

ウ 本件非開示決定 2 の妥当性について

実施機関によると、法 59 条の 2 に基づく許可を受けようとする者は、許可申請書等を特定行政庁に提出しなければならないが、総合設計制度による許可を受けない場合は提出しないとのことである。実施機関は、当該建築物に関しては、特定行政庁である東京都に許可申請書等は提出されていないため、作成及び取得しておらず存在しないとして本件非開示決定 2 を行った。

審査会が事務局をして、実施機関に更に確認させたところ、実施機関の建築確認事務システム上に当該建築物の総合設計制度による許可申請に関する記載が認められず、また、総合設計制度による許可申請があり付議されれば東京都建築審査会年報に記載されるが、当該建築物に関する記載は認められないとのことであった。加えて、実施機関は、東京都総合設計制度許可実績一覧表をホームページ上で公開しているが、公開された一覧表の中に、当該建築物は載っていないとのことである。

以上のことを踏まえると、「総合設計制度の許可の内容」に該当する文書について存在しないとする実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらないことから、実施機関が本件請求文書2について、不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書及び意見書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環